

事 務 連 絡

平成 25 年 2 月 8 日

介護保険サービス事業者 各位

富山市介護保険課

介護保険サービス事業者からの暴力団の排除について

日ごろから、本市介護保険行政について格別のご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成 24 年 3 月 22 日に制定された「富山市暴力団排除条例（以下「条例」という。）」の基本理念に基づき、市と市民・事業者が一体となって、市民生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現と市民経済の健全な発展に寄与することを目的にさまざまな取り組みを進めてきたところです。

このたび、その一環として介護保険サービスの適正な運営を確保するため、介護保険サービス事業者から暴力団を排除する取り組みを行うことといたしました。

具体的な内容につきましては、下記のとおりとなりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

記

1 取り組みの主な内容

- ① 指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業者の指定（指定の更新を含む。以下同じ。）において、法人の役員が条例第 2 条第 2 号の暴力団員でないことを条件とする。
- ② 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定において、法人の役員が条例第 2 条第 2 号の暴力団員でないことを条件とする。

2 適用する時期 平成 25 年 4 月 1 日から

3 関係法令

- ① 富山市暴力団排除条例
- ② 富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ③ 富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- ④ 富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ⑤ 富山市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

（担当）

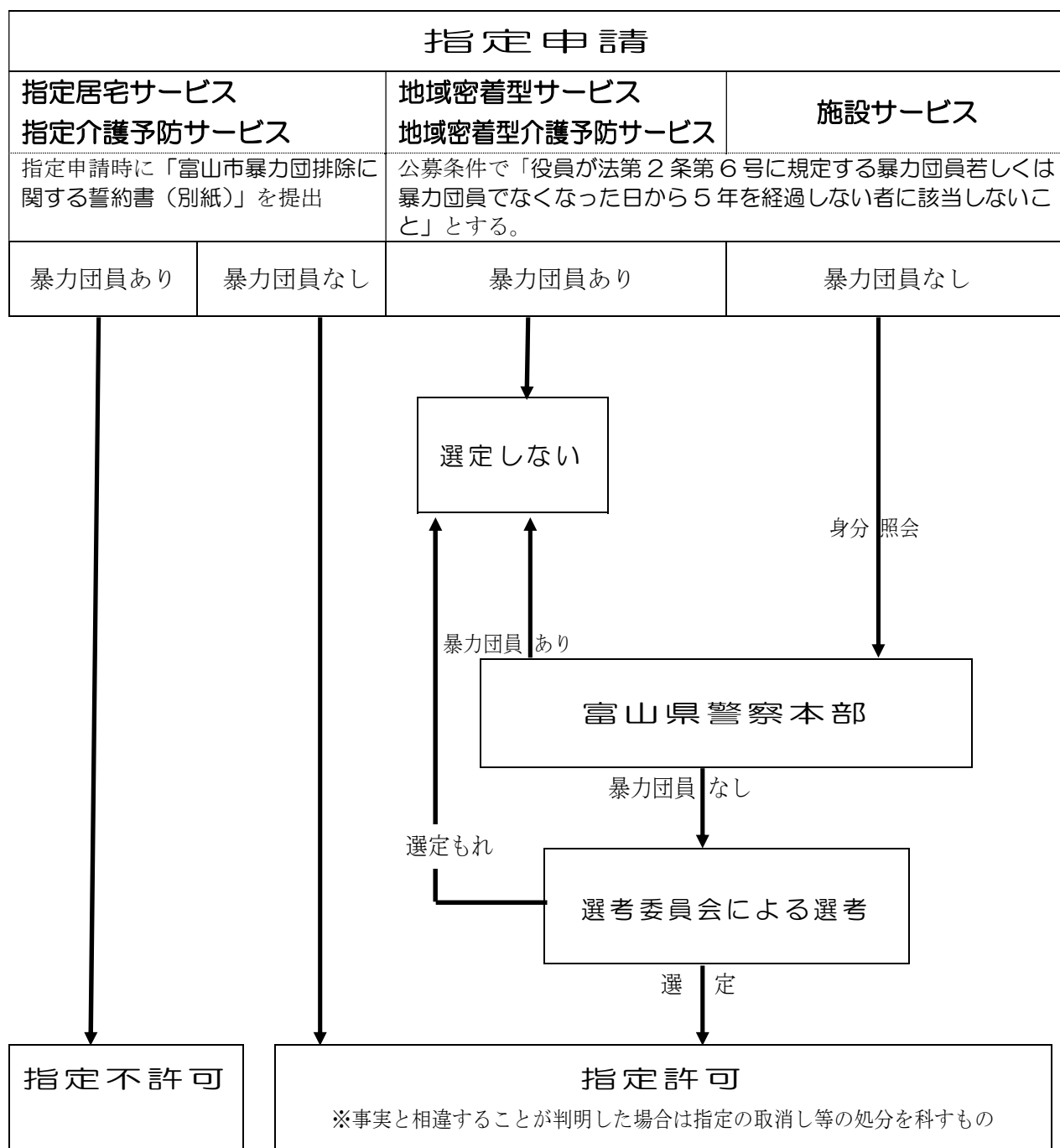
介護保険課 企画係

T E L 076-443-2041

F A X 076-443-2076

(参考)

介護保険サービス事業者からの暴力団の排除に関するフローチャート



法 … 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

富山市暴力団排除に関する誓約書

平成 年 月 日

(宛先) 富山市長

住所

氏名又は名称

及び代表者名

印

富山市暴力団排除条例(平成 24 年富山市条例第 13 号。以下「条例」という。)第 3 条に規定する暴力団排除の基本理念に基づき、下記事項について誓約いたします。

また、本誓約の内容が事実と相違することが判明した場合には、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 77 条第 1 項、第 78 条の 10、第 115 条の 9 第 1 項、第 115 条の 19 の規定に基づき、事業所の指定の取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止された場合においても、何ら意義の申し立てを行いません。

なお、誓約事項を確認するため、富山市が富山県警察本部等に対し照会を行うことについて同意します。

記

- 1 法人の代表者及び役員は、条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員ではありません。
- 2 実質的に暴力団員がその運営を支配している事業者ではありません。
- 3 使用人として、暴力団員を雇用していません。また、新たに雇用しません。
- 4 上記のほか、条例の基本理念にのっとり、法人が行う事業により暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力します。

【関係法令】

介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）

（指定居宅サービス事業者の指定）

第 70 条 第 41 条第 1 項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、第 6 号の 2、第 6 号の 3、第 10 号の 2 及び第 12 号を除く。）のいずれかに該当するときは、第 41 条第 1 項本文の指定をしてはならない。

(1) 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

（指定の取消し等）

第 77 条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第 41 条第 1 項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(9) 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第 41 条第 1 項本文の指定を受けたとき。

（指定の取消し等）

第 78 条の 10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(11) 指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を受けたとき。

（指定の取消し等）

第 115 条の 9 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防サービス事業者に係る第 53 条第 1 項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(8) 指定介護予防サービス事業者が、不正の手段により第 53 条第 1 項本文の指定を受けたとき。

（指定の取消し等）

第 115 条の 19 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第五十四条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(10) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により第 54 条の 2 第 1 項本文の指定を受けたとき。

富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（申請者の要件）

第 4 条 法第 70 条第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人（役員が富山市暴力団排除条例（平成 24 年富山市条例第 13 号）第 2 条第 2 号の暴力団員である法人を除く。）とする。

富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

（申請者の要件）

第 4 条 法第 115 条の 2 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人（役員が富山市暴力団排除条例（平成 24 年富山市条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員である法人を除く。）とする。

富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（申請者の要件）

第 4 条 法第 78 条の 2 第 4 項第 1 号の条例で定める者は、法人（役員が富山市暴力団排除条例（平成 24 年富山市条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員である法人を除く。）とする。

富山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

（申請者の要件）

第 4 条 法第 115 条の 12 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人（役員が富山市暴力団排除条例（平成 24 年富山市条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員である法人を除く。）とする。